

平成31年度福岡市モーターボート競走事業会計予算案

(総 則)

第1条 平成31年度モーターボート競走事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 年間開催日数	166日
2. 年間舟券売上金額	41,533,000千円
3. 一日平均舟券売上金額	250,198千円
4. 開催事務受託売上金額	3,426,000千円
5. 場間場外発売事務受託売上金額	20,234,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	モーターボート競走事業収益	47,972,828千円
第1項	営業収益	47,931,013千円
第2項	営業外収益	41,815千円
支		出
第1款	モーターボート競走事業費用	45,887,688千円
第1項	営業費用	45,867,158千円
第2項	営業外費用	19,530千円
第3項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,372,822千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款	資	本	的
	収	入	- 千円
	支	出	
第1款	資	本	的
	支	出	5,372,822千円
第1項	建	設	改
	良	費	3,371,822千円
第2項	利	益	剰
	余	金	繰
	出	金	2,000,000千円
第3項	予	備	費
			1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
東スタンド改修事業	平成32年度	千円 780,000

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(利益剰余金の処分)

第7条 繰越及び当年度利益剰余金のうち5,118,838千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 建設改良積立金 3,118,838千円
(2) 一般会計繰出金 2,000,000千円

平成31年2月20日提出

福岡市長 高 島 宗一郎